

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(申請等に係る電子情報処理組織等)

第三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国税庁の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機(次条第七項、第五条第一項及び第二項並びに第五条の二第一項において「特定電子計算機」という。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 省略

(事前届出等)

第四条 省略

2 税務署長は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号及び暗証符号を通知し、同項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

3 省略

4 省略

5 省略

6 次

次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める届出事項に変更が生ずることとなったときは、遅滞なく、その旨を税務署長に届け出なければならない。

一 省略

二 第四項の届出をした者 同項第二号から第五号までの届出事項

三 省略

(申請等に係る電子情報処理組織等)

第三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国税庁の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機(次条第九項、第五条第一項及び第二項並びに第五条の二第一項において「特定電子計算機」という。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 同上

(事前届出等)

第四条 同上

2 税務署長は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者(第四項に規定する者を除く。)に対し、識別符号及び暗証符号を通知し、前項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

3 同上

4 税務署長は、第一項の届出が国税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供するプログラムのみを使用して行う国税の納付手続(第八条

第一項において「特定納付手続」という。)のみに係るものであるときは、当該届出をした者に対し、識別符号を通知するものとする。

5 同上

6 同上

7 同上

一 同上

二 第五項の届出をした者 同項第二号から第五号までの届出事項

三 同上

8 税務署長は、既に第四項の規定により識別符号の通知を受けている者が、第一項第二号の届出事項に変更が生ずることとなったことにより前項(

7| 電子情報処理組織を使用する方法により第一項又は前項（第一号に係る部分に限る。）の届出を行う者は、特定電子計算機から、これらの規定により税務署長に届け出なければならないこととされている事項を入力して送信することにより、当該届出を行わなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第五条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等（前条第一項又は第六項（第一号に係る部分に限る。）の届出を除く。以下この条において同じ。）を行う者は、前条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、特定電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項（以下この条において「申請書面等記載事項」という。）並びに同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をすることを要しない。

一 当該電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第六条第一項第三号及び第八条第一項において同じ。）を用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信する場合 識別符号及び暗証符号を入力すること（あらかじめ当該申請等を行う者が本人であることを確認するための措置として国税庁長官が定めるものがとられている場合には、識別符号及び暗証符号を入力すること並びに当該申請等の情報に電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。）。

二 当該電子署名が国税庁長官が定める者に係るものである場合 当該申請等の情報にその者に係る電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。

2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、前項の規定により申請書面等記載事項を入力して送信する方法につき国税庁の使用に

第一号に係る部分に限る。）の届出をした場合には、当該届出をした者に対し、暗証符号を通知し、第一項の申請等又は国税の納付手続に利用することができ入出力用プログラムを提供するものとする。

9| 電子情報処理組織を使用する方法により第一項又は第七項（第一号に係る部分に限る。）の届出を行う者は、特定電子計算機から、これらの規定により税務署長に届け出なければならないこととされている事項を入力して送信することにより、当該届出を行わなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第五条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等（前条第一項又は第七項（第一号に係る部分に限る。）の届出を除く。以下この条において同じ。）を行う者は、前条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、特定電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項（以下この条において「申請書面等記載事項」という。）並びに前条の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をすることを要しない。

一 当該電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第六条第一項第三号及び第八条第一項において同じ。）を用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信する場合 識別符号及び暗証符号を入力すること。

二 当該電子署名が、国税庁長官が定める者に係るものである場合 当該申請等の情報に当該者に係る電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。

2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、前項の規定により申請書面等記載事項を入力して送信する方法につき国税庁の使用に

係る電子計算機において用いることができない場合には、同項の規定にかかわらず、前条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、特定電子計算機から、同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、申請書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（次に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）に記録された当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行うことができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一・二 省 略

3 前二項の申請等を行う者は、これらの規定にかかわらず、当該申請等につき規定した法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等（以下この条において「添付書面等」という。）に記載されている事項又は記載すべき事項（以下この条において「添付書面等記載事項」という。）を次に掲げる方法（前項の申請等を行う場合には、第二号に掲げる方法）により送信し、又は提出することをもって、当該添付書面等の提出に代えることができる。

一・三 省 略

4 当該添付書面等記載事項（国税庁長官が定める添付書面等に係るものに限る。）の電磁的記録（当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、前項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法

4 5 6 省 略

7 通算親法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。）が、他の通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。）の法人税及び地方法人税に係る申請等（同法第七十五条の四第一項に規定する法人税の申告及び地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十九条の三第一項に規定する地方法人税の申告を除く。以下この項及び第六条第二項において同じ。）に関する事項の処理として、前条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、当該通算親法人の使用に

係る電子計算機において用いることができない場合には、同項の規定にかかわらず、前条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、特定電子計算機から、同条の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、申請書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（次に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）に記録された当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行うことができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一・二 同 上

3 同 上

一・三 同 上

4 当該添付書面等記載事項（国税庁長官が定める添付書面等に係るものに限る。）の電磁的記録（当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、前項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法

4 5 6 同 上

7 通算親法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。）が、他の通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。）の法人税及び地方法人税に係る申請等（同法第七十五条の四第一項に規定する法人税の申告及び地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十九条の三第一項に規定する地方法人税の申告を除く。以下この項及び第六条第二項において同じ。）に関する事項の処理として、前条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、当該通算親法人の使用に

係る電子計算機から、申請書面等記載事項並びに同項の規定により通知された当該通算親法人の識別符号及び暗証符号並びに当該通算法人の識別符号（国税庁長官が定める場合には、当該通算親法人及び当該通算法人の識別符号）の入力（当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。）に記録されたものである場合（当該申請書面等記載事項を入力する方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができず、当該申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信した場合には、当該通算法人は、当該申請等を第一項に定めるところにより行ったものとみなす。この場合において、当該通算親法人が、当該申請等に係る添付書面等記載事項を第三項各号に掲げる方法（当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に記録されたものである場合には、同項第二号に掲げる方法）により送信し、又は提出したときは、当該通算法人は、当該添付書面等記載事項を同項に定めるところにより送信し、又は提出したものとみなす。

（申請等において氏名等を明らかにする措置）

第六条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置のいずれかとする。

一 省 略

二 第四条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこと。

三・四 省 略

2 省 略

（電子情報処理組織による国税の納付手続）

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行おうとする者は、国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、国税通則法第三十四条第一項に規定する納

係る電子計算機から、申請書面等記載事項並びに同条の規定により通知された当該通算親法人の識別符号及び暗証符号並びに当該通算法人の識別符号（国税庁長官が定める場合には、当該通算親法人及び当該通算法人の識別符号）の入力（当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。）に記録されたものである場合（当該申請書面等記載事項を入力する方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができず、当該申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信した場合には、当該通算法人は、当該申請等を第一項に定めるところにより行ったものとみなす。この場合において、当該通算親法人が、当該申請等に係る添付書面等記載事項を第三項各号に掲げる方法（当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に記録されたものである場合には、同項第二号に掲げる方法）により送信し、又は提出したときは、当該通算法人は、当該添付書面等記載事項を同項に定めるところにより送信し、又は提出したものとみなす。

（申請等において氏名等を明らかにする措置）

第六条 同 上

一 同 上

二 第四条の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこと。

三・四 同 上

2 同 上

（電子情報処理組織による国税の納付手続）

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行おうとする者は、国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、国税通則法第三十四条第一項に規定する納

付書に記載すべきこととされている事項並びに国税の納付手続に利用でき
るものとして金融機関が提供するプログラムのみを使用して行う国税の納
付手続（以下この項において「特定納付手続」という。）を行う者にあつ
ては識別符号を、特定納付手続以外の納付手続を行う者にあつては第四
第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて
識別符号及び暗証符号を、それぞれ入力して納付を行わなければならない
。ただし、特定納付手続以外の納付手続について、当該電子情報処理組織
の使用に係る情報に個人番号カードを用いて電子署名を行い、当該電子署
名に係る電子証明書と併せてこれらを送信する場合には、識別符号及び暗
証符号を入力することを要しない。

2 省 略

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第五條第三
項第四号の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前
に改正前の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に關
する省令（以下この条において「旧令」という。）第四條第一項の届出（
同條第四項に規定する特定納付手続のみに係るものに限る。）をした者に
対する同條第四項の規定による通知については、なお従前の例による。

2| 施行日前に旧令第四條第八項の届出をした者に対する同項の規定による
通知及び提供については、なお従前の例による。

3| 税務署長は、施行日において既に旧令第四條第四項の規定により識別符
号の通知を受けている者（施行日において既に同條第八項の規定により暗
証符号の通知を受け、同條第一項の申請等又は国税の納付手続に利用する
ことができる入出力用プログラムの提供を受けている者を除く。）及び施
行日以後に第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同條第四
項の規定による通知を受けた者に対し、暗証符号を通知し、改正後の国税
関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四條

付書に記載すべきこととされている事項並びに特定納付手続を行う者にあ
つては識別符号を、特定納付手続以外の納付手続を行う者にあつては第四
條第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用い
て識別符号及び暗証符号を、それぞれ入力して納付を行わなければならない
。ただし、特定納付手続以外の納付手続について、当該電子情報処理組
織の使用に係る情報に個人番号カードを用いて電子署名を行い、当該電子
署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信する場合には、識別符号及び
暗証符号を入力することを要しない。

2 同 上

第二項の入出力用プログラムを提供するものとする。この場合において、当該暗証符号は、同項の規定により通知されたものとみなす。

（法人税法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二条の規定による改正前の地方税法施行規則の一部改正）

第三条 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二条の規定による改正前の地方税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

（電子情報処理組織による申告）

第八条 法第十九条の二第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定の例による。

2
8 省 略

（電子情報処理組織による申告）

第八条 法第十九条の二第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの規定の例による。

2
8 同 上